

令和5年千葉市教育委員会会議  
第3回定例会会議録

千葉市教育委員会

# 令和5年千葉市教育委員会会議第3回定例会会議録

日時 令和5年3月15日(水)  
午後2時00分開会  
午後3時55分閉会  
場所 教育委員会室

出席委員 教 育 長 磯野 和美  
委 員 小西 朱見  
委 員 藤川 大祐  
委 員 竹田 賢  
委 員 高津 乙郎  
委 員 大山 尋美

出席職員 教 育 次 長 宮本 寿正 学 事 課 長 栗和田 耕  
教 育 総 務 部 長 香取 徹哉 教 育 指 導 課 長 樋口 雅也  
学 校 教 育 部 長 鶴岡 克彦 教 育 支 援 課 長 小田 將史  
生 涯 学 習 部 長 佐々木敏春 保 健 体 育 課 長 酒井 隆夫  
学校教育部参事(教育改革推進課長事務取扱) 伊藤 淳 教 育 セ ン タ ー 所 長 川名 正雄  
中央図書館長(管理課長事務取扱) 中島 千恵 養 護 教 育 セ ン タ ー 所 長 久保木 修  
総 務 課 長 山田 利雄 生 涯 学 習 振 興 課 長 内海 豊  
企 画 課 長 望月 宏次 文 化 財 課 長 佐久間仁央  
教 育 職 員 課 長 吉田 悦子 生 涯 学 習 振 興 課 放 課 後 子 ども 対 策 担 当 課 長 上田 昌弘  
教 育 給 与 課 長 松永 信隆 総 務 課 総 括 主 幹 桑田 秀幸  
学 校 施 設 課 長 堀 明德

書 記 総務課総務班主査 猪飼 恭平 総務課主任主事 中台陽一郎

- 1 開会  
磯野教育長より開会を宣言
- 2 会議の成立  
全委員の出席により会議成立
- 3 会議録署名委員の氏名  
磯野教育長より竹田委員を指名
- 4 会期の決定  
令和5年3月15日（1日間）とすることで全委員異議なく決定
- 5 議事日程の決定  
議事日程を全委員異議なく決定
- 6 非公開審議の決定  
議案第24号を非公開審議とする旨決定
- 7 議事の概要
  - (1) 報告事項  
報告事項(1) 令和5年第1回千葉市議会定例会について  
山田総務課長より報告があった。  
報告事項(2) 千葉市立真砂中学校かがやき分校の開校について  
望月企画課長より報告があった。  
報告事項(3) 令和6年度（令和5年度実施）公立学校教員採用候補者選考について  
吉田教育職員課長より報告があった。  
報告事項(4) 令和5年度千葉市立稲毛国際中等教育学校入学者選抜について  
伊藤教育改革推進課長より報告があった。  
報告事項(5) 令和5年度千葉市立高等学校入学者選抜について  
伊藤教育改革推進課長より報告があった。  
報告事項(6) 第65回千葉市小・中・特別支援学校児童生徒作品総合展覧会第2部について  
樋口教育指導課長より報告があった。  
報告事項(7) 令和4年度千葉市教育研究奨励賞について  
樋口教育指導課長より報告があった。  
報告事項(8) 研修の一層の充実に向けた取組みについて  
川名教育センター所長より報告があった。  
報告事項(9) 千葉市科学館の利用料金改定について  
内海生涯学習振興課長より報告があった。

## (2) 議決事項

議案第11号 第3次千葉市学校教育推進計画・第6次千葉市生涯学習推進計画について

伊藤教育改革推進課長、内海生涯学習振興課長より説明があった後、審議。全委員異議なく、原案どおり可決した。

議案第12号 第2次千葉市特別支援教育推進基本計画について

小田教育支援課長より説明があった後、審議。全委員異議なく、原案どおり可決した。

議案第13号 放課後子どもプラン（第2期）について

上田生涯学習振興課担当課長より説明があった後、審議。全委員異議なく、原案どおり可決した。

議案第14号 千葉市教育委員会公印規則の一部改正について

山田総務課長より説明があった後、審議。全委員異議なく、原案どおり可決した。

議案第15号 千葉市教育委員会電子情報処理規程の一部改正について

山田総務課長より説明があった後、審議。全委員異議なく、原案どおり可決した。

議案第16号 千葉市教育委員会組織規則の一部改正について

吉田教育職員課長より説明があった後、審議。全委員異議なく、原案どおり可決した。

議案第17号 千葉市教育委員会職員の勤務時間、休暇等に関する規則等の一部改正について

松永教育給与課長より説明があった後、審議。全委員異議なく、原案どおり可決した。

議案第18号 千葉市立学校職員服務規程等の一部改正について

松永教育給与課長より説明があった後、審議。全委員異議なく、原案どおり可決した。

議案第19号 千葉市立小学校、中学校及び特別支援学校の通学区域に関する規則の一部改正について

栗和田学事課長より説明があった後、審議。全委員異議なく、原案どおり可決した。

議案第20号 千葉市育英資金支給条例施行規則の一部改正について

伊藤教育改革推進課長より説明があった後、審議。全委員異議なく、原案どおり可決した。

議案第21号 千葉市科学館管理規則の一部改正について

内海生涯学習振興課長より説明があった後、審議。全委員異議なく、原案ど

おり可決した。

議案第22号 博物館の登録に関する規則の一部改正について

佐久間文化財課長より説明があった後、審議。全委員異議なく、原案どおり可決した。

議案第23号 令和6年度千葉市立稲毛国際中等教育学校入学者選抜について

伊藤教育改革推進課長より説明があった後、審議。全委員異議なく、原案どおり可決した。

議案第24号 職員の人事について

吉田教育職員課長より説明があった後、審議。全委員異議なく、原案どおり可決した。

### (3) 発言の要旨

報告事項(1) 令和5年第1回千葉市議会定例会について

磯野教育長 それでは、報告事項に関わる説明をお願いします。

報告事項(1)「令和5年第1回千葉市議会定例会について」、  
総務課長、説明をお願いします。

山田総務課長 報告事項(1)「令和5年第1回千葉市議会定例会について」、  
報告します。

議案書の1ページをご覧ください。

まず、「1 会期」でございます。本定例会は、2月16日から3月8日までの会期で、代表質疑、予算審査特別委員会分科会、教育未来委員会、一般質問などが行われました。

次に、「2 提出議案の審議状況」でございますが、(1)から(4)につきましては、教育未来委員会の審査を経て3月8日の本会議において可決されました。

(5)につきましては、予算審査特別委員会分科会の審査、予算審査特別委員会の採択を経て、3月8日の本会議において可決されました。

(6)につきましては、3月8日に追加議案として上程され、委員会付託は省略し、同日の本会議において鶴岡克彦氏を教育長に任命することについて同意されました。

次に、「3 代表質疑・一般質問」の(1)代表質疑でございますが、5つの会派から通告があり、全ての会派から教育委員会に関する質疑が行われました。主な質問の内容は記載のとおりです。

(2)の一般質問につきましては、10人から通告があり、うち7人から教育委員会に関する質問が行われました。主な質問の内容は記載のとおりです。

令和5年第1回千葉県議会定例会に係る報告は以上でございます。

磯野教育長 審議に移りますが、質問等を含め、何かございますか。よろしいですか。

報告事項(2) 千葉県立真砂中学校かがやき分校の開校について

磯野教育長 報告事項(2)「千葉県立真砂中学校かがやき分校の開校について」、企画課長、説明をお願いします。

望月企画課長 報告事項(2)「千葉県立真砂中学校かがやき分校の開校について」、報告します。

議案書3ページをご覧ください。

まず、令和5年度の入学予定者数ですが、現在のところ、全体で32人となることが想定されております。

入学学年につきましては、入学希望者の意思を尊重しつつ、学習歴や面談などを参考に決定しております。

その結果、1年生22人、2年生4人、3年生6人となっております。

年齢別では、10代が全体の約3分の1、10代から30代までが全体の約7割を占めております。最高齢は69歳となっております。

国籍は、日本籍が全体の約3分の1、外国籍が約3分の2となっております。

最後に、既に願書受付期間は終了しておりますが、本年度の入学を受け入れる期間は9月までとしており、現在も入学に関する相談が何件かございます。そのため、4月18日に予定しております開校式では、入学者数に多少の変更があることを想定しております。

報告は以上でございます。

磯野教育長 審議に移りますが、質問等を含め、何かございますか。よろしいですか。

小西委員 ご説明ありがとうございます。

外国籍の方ですけれども、こういった国籍の方が多いかというところを教えてください。

また、男女がどのくらいいるかを教えてください。

望月企画課長 まず、外国籍ですが、中国とアフガニスタンの方が9人ずつ、また、フィリピン、イラン、ネパールの方が1人ずつ、合計21人となっております。

男女比ですが、32人中、男性が15人、女性が17人となっております。

以上でございます。

小西委員 ありがとうございます。

報告事項(3) 令和6年度(令和5年度実施)公立学校教員採用候補者選考について

磯野教育長 報告事項(3)「令和6年度(令和5年度実施)公立学校教員採用候補者選考について」、教育職員課長、説明をお願いします。

吉田教育職員課長 報告事項(3)、別添の資料をご覧ください。

「令和6年度(令和5年度実施)公立学校教員採用候補者選考について」、ご説明します。

令和6年度公立学校教員採用候補者選考ですが、第1次選考を7月9日(日曜日)、第2次選考は小学校以外の志願者選考を8月19日(土曜日)から21日(月曜日)まで、小学校特別臨時的任用講師特例選考の志願者選考を8月25日(金曜日)から27日(日曜日)までに実施予定です。

それでは、今年度の主な変更点について、ご説明します。

資料の28ページ、千葉県・千葉市公立学校教員採用候補者選考の変更点をご覧ください。

新設は2つになります。

まず1つ目、ちば夢チャレンジ特別選考を新設します。大学3年生等が第1次選考を一部受験することができる特別選考を新設します。

2つ目、兵庫臨時会場の新設です。これは令和5年から3年度を目途に臨時の会場とするところです。兵庫県内に第1次選考会場を新設します。対象校種と教科は小学校、中学校美術となります。

変更点は、4つあります。

1つ目は、盛岡会場・名古屋会場の受験教科を拡大します。盛岡・名古屋におきましては、中高共通美術、高等学校書道も受験可能となりました。

2つ目、ちばスペシャリスト特別選考Ⅰに家庭科を追加します。昨年度までの特定教科特別選考という名称から、今年度はちばスペシャリスト特別変更という名称に変更しております。教職員免許状取得の有無にかかわらず、調理師の免許を有する方を対象にします。

3つ目、ちばスペシャリスト特別選考Ⅱの水産につきましては、第1次選考を免除とします。

4つ目、社会人特別選考・他県等現職特例選考の志願要件を変更します。社会人経験のある方や他の都道府県の現職職員が幅広く志願できるよう、志願要件をそれぞれ変更します。

その他、中高共通美術、高等学校書道の第1次選考の実技を廃止します。

その他の2つ目、令和5年度実施たまごプロジェクト修了者で、一定の条件を満たし、希望する方につきましては、令和6年度実施の公立学校教員採用候補者選考におきまして加点等を行います。

今後は県教委と協議を進め、優秀な人材の採用ができるよう志願者確保に努めてまいりたいと思います。

以上でございます。

磯野教育長 審議に移りますが、質問等を含め、何かございますか。

大山委員 ご説明ありがとうございます。

兵庫県に臨時会場を新設したのは、何か理由があれば教えてください。

吉田教育職員課長 兵庫県や大阪府のほうに多く教育大学がございますので、その教育大学の生徒を幅広く受験対象としていくという形で会場を設置したところです。

大山委員 ありがとうございます。

藤川委員 ご説明ありがとうございます。

今回からちば夢チャレンジ特別選考ということで、大学3年生等が一部の試験を受けられるという変更でございますが、まず、夏に行われる試験について今の時点で変更がアナウンスされるというのは直前でありまして、かなり大学現場等においては混乱を招く可能性があります。

さらに、このことが一体何のためにあるのかということ、恐らく教員志願者確保のためだということだと思いますが、果たして1次選考の一部だけが1年早く受けられるというだけで、適切に



教員志願者を確保することにつながるのかどうかというのは、あまり説明はなされていないようにも思います。

今回このように決まったということですので、ぜひ今後、適切に周知を図っていただくとともに、このようなやり方が適切なのかどうかについてはしっかりと評価をしていただきまして、次回以降について改善を図っていただきたいとお願い申し上げます。

吉田教育職員課長 分かりました。

報告事項(4) 令和5年度千葉市立稲毛国際中等教育学校入学者選抜について

磯野教育長 報告事項(4)「令和5年度千葉市立稲毛国際中等教育学校入学者選抜について」、教育改革推進課長、説明をお願いします。

伊藤教育改革推進課長 報告事項(4)「令和5年度千葉市立稲毛国際中等教育学校入学者選抜について」、ご報告します。

議案書5ページをご覧ください。

「1 選抜日程」についてですが、二次検査まで実施し、2月1日に選抜結果の発表を行いました。

「2 検査内容」ですが、一次検査では、適性検査Ⅰ・Ⅱを45分ずつ行いました。検査内容、時間とも昨年度と同様で、適性検査Ⅰでは、文章や図表・データの内容を的確に読み取り、分析したり、文章で表現したりする力を見ました。また、適性検査Ⅱでは、自然科学的、数理的な問題を分析し考察する力や、解決に向けて思考・判断し、的確に表現する力を見ました。

二次検査では、新型コロナウイルス感染症の感染防止対策を徹底しながら、3年ぶりに集団での面接検査を実施するとともに、適性検査Ⅲを45分行いました。

適性検査Ⅲでは、小学校の外国語活動や外国語科の授業で学習した内容を基に、思考・判断する力や、自分の思いや考えを明確になるように文章の構成や展開を考え、筋道の通った日本語の文章を書く力を見ました。

また、面接では、将来の進路に対する目的意識、学ぼうとする意欲、聞く力・話す力などを見ました。

「3 選抜方法」についてですが、一次検査では、一次検査の結果を資料として二次検査受検候補者の選抜を行いました。なお、二次検査受検候補者の人数は募集定員の2倍程度としました。

二次検査では、小学校等の校長の作成した報告書、志願者から提出された志願理由書などの書類審査並びに一次検査及び二次

検査の結果を資料としまして、志願者の能力、適性、意欲などを総合的に判定して入学者の選抜を行いました。

「4 志願者数・志願倍率、受検者数・受検倍率」については、表のとおりでございます。志願者数の合計は851人、志願倍率は5.3倍であり、志願者は前年度より7人減となりました。

別紙にて、稲毛高等学校附属中学校を含めました平成19年度選抜から令和5年度選抜までの志願者の推移を記載しておりますので、ご参照ください。

なお、稲毛国際中等教育学校の入学者選抜情報につきましては、教育委員会教育改革推進課のウェブサイトで公表しております。

報告は以上でございます。

磯野教育長 審議に移りますが、質問等を含め、何かございますか。

報告事項(5) 令和5年度千葉市立高等学校入学者選抜について

磯野教育長 では、報告事項(5)「令和5年度千葉市立高等学校入学者選抜について」、教育改革推進課長、説明をお願いします。

伊藤教育改革推進課長 報告事項(5)「令和5年度千葉市立高等学校入学者選抜について」、ご報告します。

議案書の7ページをご覧ください。

千葉市立千葉高校、稲毛高校の入学者選抜について、ご報告します。

「1 選抜日程」について、本年度の一般入学者選抜は2月21日 火曜日、22日 水曜日に検査を行いました。

本年度は新型コロナウイルスへの対応で、昨年度に引き続き郵送出願や特例検査などの措置が取られております。追検査は両校において1人ずつ出願があり、3月1日 水曜日に実施をしました。特例検査は3月17日 金曜日に予定をされておりますが、市立高校2校の志願者は追検査までで全員受検をしましたので、市立高校においては実施の予定はありません。

「2 志願者数・志願倍率等」についてですが、下から2段目の欄、志願倍率は、千葉高校普通科で1.71倍、理数科で1.73倍でした。稲毛高校普通科につきましては1.32倍、国際教養科につきましては0.98倍でした。入学許可候補者数については、千葉高校普通科は280人、理数科は40人、稲毛高校普通科は120人、国際教養科は40人でした。

本年度の入学者選抜においては、千葉高校の2学科と稲毛高校の普通科の志願倍率については、昨年度とほぼ変わりはありませんでしたが、稲毛高校の国際教養科では定員割れが発生をしております。千葉県の公立高校全日制の課程全体の志願倍率は、昨年度の一般入学者選抜では1.11倍でしたが、本年度は1.12倍となっております。

なお、稲毛高校国際教養科の受検者数は募集定員に達しませんでしたけれども、第一志望を普通科、第二志望を国際教養科としておりました受験者が複数おりましたため、その中の1人を国際教養科の入学許可候補者として発表しました。このため、第2次募集は実施をしませんでした。

報告は以上でございます。

磯野教育長 審議に移りますが、質問等を含め、何かございますか。

#### 報告事項(6) 第65回千葉市小・中・特別支援学校児童生徒作品総合展覧会第2部について

磯野教育長 報告事項(6)「第65回千葉市小・中・特別支援学校児童生徒作品総合展覧会第2部について」、教育指導課長、説明をお願いします。

樋口教育指導課長 「第65回千葉市小・中・特別支援学校児童生徒作品総合展覧会第2部について」、ご報告します。

議案書の9ページをご覧ください。

1月21日から29日までの9日間、千葉市美術館を会場に開催しました。

この総合展覧会第2部は、書写、特別支援教育、図工・美術、家庭科、技術家庭科、この4部門の、日常の授業において児童・生徒が取り組んだ優秀な作品を一堂に展示し、その成果を公開するものです。過去2年間は、感染症予防のため実施できませんでしたので、3年ぶりの開催となりました。

会場は、リニューアルオープンして初めての千葉市美術館での開催となり、新しく作られた4階の市民アトリエ、5階のワークショップルームを新たに会場とし、9階の市民ギャラリー、11階の講堂、この4フロアを会場に、各学校から選ばれた作品2,331点を展示しました。

4階の市民アトリエには、家庭科、技術家庭科の作品、5階のワークショップルームには特別支援教育の作品、9階の市民ギャ

ラリーには、書写、美術、図画工作の平面の作品、11階の講堂には図画工作の立体の作品を展示しました。

参観者数についてですが、今年度は感染症対策として、混雑が予想される土日に関しては千葉市電子申請サービスを利用し、事前申込みをした上で来場していただきました。9日間で延べ1万5,960人の参観者となりました。

どの部門の作品も、工夫を凝らしたり、丁寧に美しく制作したり、思いを込めてじっくりと取り組んだりした大変見応えのある作品を、一つ一つ感心しながら熱心に見入る市民の姿が見られました。

また、本展覧会は教職員の研修の場として大変有効な面もありますので、たくさんの教職員が研修として来場し、熱心に参観する姿も見られました。

今後、今年度の総合展覧会第1部、第2部の各部門について、審査員による講評を冊子にまとめて各学校に配信する予定です。

ご参加いただいた委員の皆様、ありがとうございました。

以上で報告を終わります。

磯野教育長 審議に移りますが、質問等を含め、何かございますか。

藤川委員 ご説明ありがとうございます。

私も現地に伺わせていただきました。3年ぶりの再開ということで、大変素晴らしいものであったと思います。

1つ伺いたいのですが、図工・美術の作品が、3年前までと比べてテーマが違うものが多いのかなと思ったのですが、作品のテーマの決まり方について、何か規則みたいなものはあるのですか。そのテーマが変わったのかどうかについても、教えてください。

樋口教育指導課長 特にテーマが変わったというところはないのですが、改訂された学習指導要領に、造形的なおもしろさですとか、楽しさですとか、表したいこと、表し方などについて、発想や構想を深めることが目標に明示されております。ですから、見たいものを見たまに表すというよりも、どのような思いをどのように表すかということが指導の中心になっております。そのため、多様な表現方法が増えていると捉えています。

藤川委員 ありがとうございます。

小西委員 ご説明ありがとうございます。

私も参観しまして、特に家庭科、技術家庭科の作品が、これまでと違ってとても明るくて広い場所で展示されていて、非常に見

やすく、よかったと思います。

1つ確認ですけれども、土日は事前申込制だったということですが、事前申込みをせずに入れなかったという方などはいらっしゃいますか。

樋口教育指導課長 この事前予約による入場者数の管理は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、土日のみ実施しました。

今回の出品者、2,300以上になりますが、全てのご家庭が集中して来場することを避けるために、お願いしたところです。中には事前申込みをせずに来場する方もいらっしゃいましたが、混雑状況に応じて柔軟に対応し、入場していただいたところです。

小西委員 ありがとうございます。

#### 報告事項(7) 令和4年度千葉市教育研究奨励賞について

磯野教育長 報告事項(7)「令和4年度千葉市教育研究奨励賞について」、教育指導課長、説明をお願いします。

樋口教育指導課長 「令和4年度千葉市教育研究奨励賞について」、報告します。

議案書11ページをご覧ください。

本市では、教職員研修の充実と資質向上のため、教科、学年・学級経営、校内研修、道徳、学校給食、学校事務等15分野において、研究実践活動が特に顕著な者に独自に千葉市教育研究奨励賞を授与し、今後の研究・実践活動の充実発展と、全教職員の研究奨励を図っております。

この賞は昭和36年に設けられたもので、今年度で62回目を迎えております。2月6日の授賞式においては、25人の受賞者に表彰状を授与しました。

選考に当たっては、これからの千葉市の教育を創造し、リードしていくことができる教職員の育成が急務であることや、若年層教職員の模範となるような人物を表彰することを主眼として、各種研修会等での具体的な教育実践を幅広く評価し、千葉市教育の発展に寄与できる教職員を選考しました。

また、県教育奨励賞及び文部科学省優秀教員表彰の候補者につきましては、これまでの本市教育研究奨励賞受賞者から推薦をしております。

今年度の本市教育研究奨励賞受賞者の平均年齢は42.5歳であり、昨年度と同様になっております。若年層教員が増大している中、実践的指導力のある人物のミドルリーダーとしての役割

が重要になっております。

今回の受賞者は、いずれも現場で研究を推進している人物であり、これを機会に受賞者が、これからの5年、10年と、それぞれの研究分野で中心になって活躍することを期待するものです。

この顕彰制度により、千葉市全体の教職員の研修意欲が向上し、千葉市教育のますますの充実、発展につながるものと考えております。

説明は以上でございます。

磯野教育長 審議に移りますが、質問等を含め、何かございますか。

高津委員 この25人のうち高校で1人、美術科の方がいますが、今まで高校の先生が受賞したということはあったのでしょうか。

樋口教育指導課長 高校の職員が受賞した例も過去にありました。中学校等での実践等もあったということから、現在は高校に在籍していますが、選考しました。

高津委員 ありがとうございます。

#### 報告事項(8) 研修の一層の充実に向けた取組みについて

磯野教育長 報告事項(8)「研修の一層の充実に向けた取組みについて」、教育センター所長、説明をお願いします。

川名教育センター所長 令和5年度からの研修の一層の充実に向けた取組みについてご説明します。

議案書の13ページをご覧ください。

まず、法改正の趣旨です。

令和4年5月の国会で、教育公務員特例法及び教育職員免許法の一部を改正する法律が成立しました。

内容としては、1つ目として、普通免許状及び特別免許状を有効期限のないものとし、更新制に関する規定が削除されました。これは、令和4年7月1日から既に施行されています。

また、2つ目として、教職員の資質の向上のための施策をより合理的かつ効果的に実施するため、公立の小学校等の校長及び教員の任命権者等による研修等に関する記録を作成することが示されました。こちらは、令和5年4月1日から施行となります。

これを受けて、本市では3つの取組みを行うこととしました。

1つ目は、育成指標の見直しです。15ページの資料1をご覧ください。

これまで本県・本市では、このような育成指標を用いて、教員等が身につけるべき資質や目標とする姿を明らかにしながら研修を進めてまいりました。一番左端の「六つの柱」と書いてあるところを下にご覧ください。今回の法改正を受け、文科省は、育成指標の柱の再整理を行いました。これまでの柱である上から3つ、「教職に必要な素養」、「学習指導」、「生徒指導」に加え、令和の学校教育を担う教員等に必要な資質として、下から2つの「特別支援」、それから「ICT活用等」を追加しました。また、本県・本市は、上から4つ目の「チーム学校を支える資質能力」を独自に加えることで、協働や連携を大切にしています。

続いて、17ページの資料2をご覧ください。

校長の指標を新設しました。校長の資質は教員等とは異なることから別に指標を策定し、左端の部分の4つの柱ですが、「校長に必要な素養」、「学校ビジョンの構築・提示」、「チーム学校の実現」、「学校外との連携」で整理しました。

続いて、19ページの資料3をご覧ください。A3判の資料ですが、文字が細かくて申し訳ございません

この千葉県・千葉市教員等育成指標の6つの柱に対応するキャリアステージごとの目標については、本市独自のものです。紙面上部のキャリアステージを成長期、発展期、充実期の3段階に分け、それぞれに目指すべき姿を明示したこと、また、本市独自の構成要素として「コンプライアンス」、「カリキュラム・マネジメント」、「特別支援の組織的対応」を加えていることが特徴となります。

続きまして、2つ目は、研修の記録の新設です。21ページをご覧ください。

本市では、研修の記録をこれまで行っていませんでした。今回の法改正を受け、文部科学省では、令和6年度から全国的な研修の記録システムを運用させるべく構築を行っている途中です。しかし、法施行が令和5年4月1日であることから、本市では独自に研修履歴記録簿を作成し、個々の研修記録を残していく予定です。

記録はエクセルベースであり、記載内容は研修日、研修名、研修場所、育成指標の柱、研修内容等となっております。記載に関しては、できるだけ負担が少なくなるよう、右端に講座番号というのがあるのですが、そこを打ち込むと、他の部分が自動的に記

載されるといったこと、またプルダウン機能を活用するなどの工夫をしております。

続いて、23ページをご覧ください。

ここで記載した内容が、資料5にある集計シートに反映されます。受講した研修のバランスを分析できるレーダーチャートにより、各自が研修の振り返り、さらなる研修課題の設定を行うときや、校長との対話を通じた受講奨励の際に活用します。

このような変更等を確実に教職員に周知するため、これまで校長会等への説明を行ってまいりました。今後、令和4年度内に資料を活用して全職員に周知するための研修を各学校で行うこと、また、令和5年度に教育センターで行う各研修時に説明を行うことを通して、円滑な実施と研修のさらなる充実を図ってまいります。

以上でございます。

磯野教育長 審議に移りますが、質問等を含め、何かございますか。

藤川委員 ご説明ありがとうございます。

この度の一連の法改正は、そもそも免許更新制が教員にとって負担であるということが大きなメリットになったと思われま。す。ですので、新たな研修の充実ということが、ここでもいろいろ配慮されていると思いますけれども、教員の負担にならないようにということについては、ぜひご配慮をいただきたいと思いま。す。

具体的には、積極的に研修を受ける人ほど作業が多くなるようなことになりま。すと、研修を受けることについての負のインセンティブが働いてしまうと思いま。すので、例えば自主研修については主なものだけでよいとか、頑張っている人があまりにも負担が大きくな。らないような工夫というのあ。ってもよいのかなと思いま。す。

もう一つは、千葉市で令和5年度から記録をつくり始めるとい。うことですが、今後は千葉市以外の学校に異動される先生方もいら。っしゃるはずなので、できれば千葉県と共通のフォーマットにして、異動があ。ってもあまり困らないような記録のつくり方についてもご配慮いただけたらありがた。いです。よろしくお願。いいたしま。す。

川名教育センター所長 先ほどの説明の中で少し触れたのですが、文科省では、令和6年度から全国的な記録システムを稼働させるとしています。ただ、



法施行が本年4月1日ですので、本市は今まで記録をとっていなかったもので、簡易的な記録をつくっておいて、その記録をエクセルベースで対応しておけば、次の年に、その全国的な記録にデータ移行がスムーズにできるということを受けまして、令和5年度はこの形でやらせていただこうと考えております。

藤川委員 ありがとうございます。

竹田委員 2点、教えていただきたいのですが、このレーダーチャートの数字は何を意味しているのでしょうか。

それと、もう一点は、研修場所はオンラインが多いのですが、これは具体的にどういうことをやっていくのかということと、もしオンラインで、自分で見て自己申告するのでしょうか、視聴のログとか、そういうものはどこかに記録されるのかどうか、その辺りを教えていただけますか。

川名教育センター所長 まず、1つ目のご質問ですが、このレーダーチャートの数字の1から5については、研修を受けた数が、ここに反映されることとなります。

2つ目のご質問について、もう一回お願いできますでしょうか。

竹田委員 場所がオンラインというのは結構多いですよ。具体的にはどういうふうにオンラインでやっていくのでしょうか。

川名教育センター所長 オンライン研修ですが、教育センターから発出している場合がほとんどになります。受ける方は、学校もしくは自宅等で受けることとなります。

竹田委員 視聴するわけですね。

川名教育センター所長 はい。

竹田委員 その視聴したことを認めるというログとか、そういうものはきちんと保管されるのですか。

川名教育センター所長 今の段階では、そのログが保管されるということはないのですが、次年度につきましては、この研修の記録に、例えばこの研修を受けましたというふうに書きます。そうすると、管理職がそこをチェックすることになって、確実に受けましたという形となって、その研修を受けたことが証明されるという形になります。

今後につきましては、文科省が作るシステムがそういう形になるかどうかは、今のところはまだ不透明であるというところになります。

竹田委員 我々医師がやる場合には、実際にパソコンを立ち上げて、何時

から何時まできちんと見ていたというログが残るようにするのですけれども、そのようなものがきちんと担保されるかどうか気になったので質問しました。

小西委員 質問ですけれども、21ページや23ページのバランスの図は誰が閲覧できるのでしょうか。

研修は何を受けたかとか、自分のバランスが今どういう状況なのかという、このような図というのは、当然自分は見られるわけですよ。

川名教育センター所長 まずは自分でここに記録をしていくことになります。もともとの目標としては、自分が自分の長きにわたる教職において、これを活用しながら自分のキャリアアップを図っていくときの参考とするというのが活用の目的です。ですので、自分が見るものです。

今回の法改正の中で、校長等による受講奨励ですとか、研修管理というふうに言われているので、校長にも提出して、例えば面談をするときに、この研修のレーダーチャート等を生かしながら、受講奨励ですとか、人材育成を図っていくといった活用をしようと考えております。

小西委員 分かりました。

藤川委員 今の質問に関わるのですが、そうすると、この21ページのようなファイルというのは、クラウド上に置くのではなくて、ローカルで各教員が持っているという理解なのですが、それともクラウド上に置くのですか。

川名教育センター所長 次年度につきましては、個人が持っているという形になります。

小西委員 先ほど藤川先生がおっしゃっていたのですけれども、やはり負担をなくしていくことがとても大事だと思います。若い先生方が、大量にある研修の中から、自分がどれを選んでいくのがよいか、簡単に分かるような形のモデルケースをつくるとか、やり方は色々あるかと思うのですけれども、できる限り負担なく、ただ、必須の研修は必ず受けられるような、そういった形で進めていただくよう、改めてお願いいたします。

## 報告事項(9) 千葉県科学館の利用料金改定について

磯野教育長 報告事項(9)「千葉県科学館の利用料金改定について」、生涯学習振興課長、説明をお願いします。

内海生涯学習振興課長 千葉県科学館の利用料金の改定を行いますので、ご報告させて

いただきます。

議案書 25 ページをお願いします。

この度、令和 3 年千葉市議会第 3 回定例会で議決されました千葉市科学館の利用料金につきまして、下記のとおり改正を行いますので、ご報告します。

「1 改定日」ですが、令和 5 年 4 月 1 日とし、「2 改定する料金」は、大人料金を 5 1 0 円から 6 0 0 円へ、バス駐車場料金を 2, 2 0 0 円から 3, 0 0 0 円とします。

「3 各種利用料金」につきましては記載のとおりで、大人料金の改定に伴う各種料金の改定額は下線のとおりとなっております。括弧書きにつきましては、現在の改定前の金額です。

報告は以上でございます。

磯野教育長 審議に移りますが、質問等を含め、何かございますか。

#### 議案第 1 1 号 第 3 次千葉市学校教育推進計画・第 6 次千葉市生涯学習推進計画について

磯野教育長 次に、議決事項に関わる審議に移ります。

議案第 1 1 号「第 3 次千葉市学校教育推進計画・第 6 次千葉市生涯学習推進計画について」、教育改革推進課長、生涯学習振興課長、順に説明をお願いします。

伊藤教育改革推進課長 議案第 1 1 号「第 3 次千葉市学校教育推進計画・第 6 次千葉市生涯学習推進計画について」、まず、そのうち第 3 次学校教育推進計画について、ご説明をさせていただきます。

まずは、パブリックコメントの結果です。参考資料の 1 ページ目をお開きください。

「1 募集期間」、「2 募集結果」につきましては、ご覧のとおりでございます。

「3 項目別意見」のうち、「はじめに」から第 1 章、第 3 次学校教育推進計画までは、合計 2 1 項目のご意見を頂戴しましたので、そのうちの主な意見についてご説明します。

参考資料 3 ページをお願いします。

No. 2 のご意見についてですが、この参考資料と併せて計画書本体の 2 ページ目もご覧いただければと思います。

ご意見としましては、「1 ページまたは一項目の中で 2 以上の異なる元号を使用する場合は、元号（和暦）と西暦を併記すると経年が簡単に計算できる。」というご意見をいただきました。

これにつきましては、ご意見を踏まえまして、計画書の2ページに西暦を併記しました。また、計画書38ページの「各論の見方」に和暦と西暦の対応表も追加しております。

次に、参考資料3ページのNo.4、計画書は8ページです。

ご意見としましては、「個別の成果指標に対するコメントがNo.18、No.8、No.6…と順不同で掲載されている。そして、『一方、各成果指標を個別に見ていくと…』としか記載されておらず、なぜ順不同なのかの理由の説明が必要。」というご意見をいただきました。

これについては、第2次千葉市学校教育推進計画の成果指標のナンバーを記載しておりまして、順番は第3次千葉市学校教育推進計画の施策方針の順番に沿って並べておりますので、原文のままとさせていただきます。

続きまして、参考資料4ページのNo.7です。計画書は9ページをご覧ください。

No.7のご意見としましては、「体力や運動習慣、朝食喫食率などにおいて、『健やかな体の育成に関する指標については、全国平均や県平均と比較して総じて良好な状況です』と記載されている。計画書16ページのNo.13の表を見ると、令和3年度末の実績が目標を上回っているのは中学校女子だけで、特に小学校男子は低い値だ。全国平均や県平均よりも高い値だが、目標を忘れてはいけない。」というご意見をいただきました。

この点、計画書16ページをご覧くださいただければと思いますが、児童・生徒の体力・運動能力につきましては、全国平均や県平均を上回る項目が多くありましたけれども、コロナ禍以前に設定した令和3年度末の目標値との比較では下回る項目もございました。第3次千葉市学校教育推進計画においても、引き続き目標達成を目指した取組みを進めてまいります。

続きまして、参考資料4ページのNo.13、計画書は36ページをご覧ください。

No.13のご意見としましては、「計画書36ページのリーフレットまたはチラシは何に使用するのか、位置づけを教えてください。計画のキャッチフレーズまで掲載されている。第2次から第3次への移行によって修正された目指すべき子どもの姿の『チャレンジ』が残っている。また、計画書32ページの各施策の留意事項である『人間尊重』は大きく書かれているが、その他の『人

権尊重』などはない。」というご意見をいただきました。

計画書の36ページの図につきましては、市民や学校現場への周知に活用予定です。また、本市の教育施策は「人間尊重の教育」を基調としているため、中心にその旨記載しています。なお、その他の重要となる考え方につきましても、計画書32ページや33ページのとおり、十分留意して事業運営をしてまいります。

最後に、参考資料5ページのNo.17をご覧ください。

No.17のご意見としましては、「ハンディキャップのある子どもも普通学級でともに学べるように、多機能トイレ、エレベーター、スロープなどの設備を設置してほしい。」というご意見をいただきました。

こちらにつきましては、計画書の86ページ、施策方針の5-4、アクションプランNo.63に記載しています。

以上が、パブリックコメントでいただいた主なご意見の対応です。これらを反映させまして、第3次千葉市学校教育推進計画を策定させていただきたいと考えております。

学校教育推進計画についての説明は以上でございます。

内海生涯学習振興課長

引き続き、第6次千葉市生涯学習推進計画について、ご説明させていただきます。

参考資料の1ページをお願いします。

まず、パブリックコメントの結果です。

学校教育推進計画同様、お二人の方から19項目のご意見を頂戴いたしましたので、そのうちの主な意見についてご説明します。

引き続き参考資料の6ページのNo.7と、本体の計画書ですが、120ページをお願いします。

「『生涯学習の理念が広く浸透しておらず、本市が目指すべき姿が共有されていません』と記載されているが、120ページに記載されている理念は長過ぎて浸透しない。[自己の人格を磨き、豊かな人生を送る]が適切な長さである」というご意見をいただきました。

この意見についてですが、理念は、具体的な表現をすることによって理解が深まると考えているため、原文のままとさせていただきます。

次に、No.8、計画書の132ページをお願いします。

「1 第6次千葉市生涯学習推進計画策定の基本方針」の「(1)

第5次千葉市生涯学習推進計画の課題への対応」の「ア 計画の進行管理に係る課題」では、第5次計画の進行管理に係る課題として、「(ア) 網羅的にアクションプランが並んでおり、成果指標の達成に真に必要なものとなっていません。」、「(イ) 生涯学習の理念が広く浸透しておらず、本市が目指すべき姿等が共有されていません。」を挙げ、それに対応する形で課題解消の留意・検討内容を中ほどに、それぞれ(ア)、(イ)で記載したところですが、ご意見を受けまして、(ア)を「本市の生涯学習が目指すべきものを見据えた成果指標を設定し、その実現のための計画とします。」に、(イ)については、「現場の施設や利用団体、利用者、地域への周知に力を入れます。」に、何を周知するかを記載しておりませんでしたので、「生涯学習の理念の周知に力を入れます。」と修正させていただきます。

続きまして、No.9、No.10、計画書は133ページをお願いします。

「2 第6次千葉市生涯学習推進計画のあらたな視点」として記載している4項目のうち、(4)の「公民館が身近な地域活動拠点としての機能をより一層発揮するため、社会教育主事有資格者の更なる活用や社会教育士との連携の強化を図ることにより、各地域における課題の解決に向けた講座の拡充を通して、その成果が地域に還元され、循環させるサイクルの構築を進め、公民館の機能強化を図ります。」について、大切であるというご意見をいただいております、本市としましても、指定管理者である公益財団法人千葉市教育振興財団と連携し、進めてまいります。

また、「3 第6次千葉市生涯学習推進計画策定において留意すべき事項」として記載している9項目のうち、(4)の「公民館などの社会教育施設で、子どもや若者が地域の課題解決に主体的に関わることは、主権者意識の涵養にも資するものであり、よりよい社会を創っていく資質・能力を育むうえで重要です。」についても、大賛成というご意見をいただきました。

次に、No.12、計画書は134ページをお願いします。

「第6次計画の全体像に計画目標が掲載されているが、まず、理念が記載されていない。また、理念と目標、目標と目指すべき姿の関連性の分かりやすい表記が必要である」というご意見をいただきました。

生涯学習の理念の下に第6次計画を策定しますが、関係性を

分かりやすくするため、「計画目標」の下に記載しておりました「一人ひとりが 学びを通して成長し みんなが輝くまち 千葉市」が「目指すべき姿」であることを明記した上で、計画目標の上に移動させていただきました。

以上が、パブリックコメントでいただいた主なご意見の内容でございます。これらを反映させ、第6次千葉市生涯学習推進計画を策定したいと考えております。

説明は以上でございます。

磯野教育長 それでは審議に移りますが、質問等を含め、何かございますか。よろしいですか。

ご質問もないようですので、議案第11号「第3次千葉市学校教育推進計画・第6次千葉市生涯学習推進計画について」を原案どおり可決したいと考えますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」という声あり)

磯野教育長 ご異議ないようですので、原案どおり可決とします。

議案第12号 第2次千葉市特別支援教育推進基本計画について

磯野教育長 議案第12号「第2次千葉市特別支援教育推進基本計画について」、教育支援課長、ご説明をお願いします。

小田教育支援課長 議案第12号は、第2次千葉市特別支援教育推進基本計画について、千葉市教育委員会組織規則第8条第1号の規定に基づき、議決を求めるものです。

それでは、参考資料の15ページをお開けください。

本計画の策定に当たりましては、2月3日から3月2日までの期間にパブリックコメントを実施しまして、その結果を概要として載せたものが、その15ページに当たります。

このパブリックコメントにおいては、5人の方から計24件にわたるご意見をいただきまして、その一覧となっているのが参考資料の17ページから20ページに当たるものとなっております。うち、内容を十分精査し吟味した上で、13件のご意見については修正の必要があると踏まえて、反映しているところです。

代表的なものとしましては、18ページのNo.9、エリア方式のイメージ図、併せて地域支援コーディネーター等について詳しい説明、人数等の明記をというようなご意見を踏まえて、計画本体において、イメージ図を概要版のものと差し替え、より見やすい

ような形としました。計画本体の12ページに当たります。

なお、ご意見をいただいた地域支援コーディネーター等については、巻末の用語解説に新たに追記しまして、配置人数等についても併せて追記しているものです。

2点目といたしましては、No.14、各論の中に、「早期発見・早期支援、または切れ目のない指導、支援・配慮のため、幼稚園、保育所、小学校、中学校間で連携を図ります」という記載がありましたが、これは何も言語障害や難聴通級指導教室だけに通ずるものではございませんので、新たに特別支援学級全体と、LD等通級指導教室の中にも、こちらの文言を含めて、今後の方針としたところでございます。

主なものとしては、修正点は以上です。これらのご意見等を踏まえた修正版を今後確認した上で、3月31日の公表に向けて、準備のほうを進めてまいりたいと思います。

説明は以上でございます。

磯野教育長 審議に移りますが、質問等を含め、何かございますか。

ご質問もないようですので、議案第12号「第2次千葉市特別支援教育推進基本計画について」を原案どおり可決したいと考えますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」という声あり)

磯野教育長 ご異議ないようですので、原案どおり可決とします。

#### 議案第13号 放課後子どもプラン(第2期)について

磯野教育長 議案第13号「放課後子どもプラン(第2期)について」、生涯学習振興課担当課長、ご説明をお願いします。

上田生涯学習振興課担当課長 議案第13号「放課後子どもプラン(第2期)について」、議決をお願いするものです。

参考資料の23ページ、このプランの概要の主なところを説明させていただいて、その上でパブリックコメントを説明します。

放課後子どもプランは、23ページの中段、<計画の位置づけ、施策の対象の範囲>にありますように、アフタースクール、放課後子ども教室、子どもルームの3施策に関する計画です。アフタースクールというのは放課後子ども教室、子どもルームを一体的に運営するものです。

25ページをご覧ください。

「第3章 基本理念」にありますように、このプランは、希望



する全ての児童に安全・安心に過ごすことができる居場所を提供すること、それから希望する全ての児童に、放課後における多様な体験・活動の機会を提供すること、これが基本理念でございます。そして、「第4章 施策の方向性」の真ん中あたりにございますように、このプラン以降は、当面導入が困難な一部の学校を除く全校へのアフタースクールの導入を目指すとともに、拡充ペースを加速して、基本理念の早期実現を図るというものです。

すなわち子どもルーム、これは多くを社会福祉協議会が業務委託しておりますけれども、この子どもルームと、地域のボランティアが主体になってやっけていただいている放課後子ども教室、これをアフタースクールに集約していくというプランになっております。

囲みの【留意点】にありますように、子どもルームが培ってきた安全・安心や居場所、それから健全育成の場としての役割、それから放課後子ども教室が果たしてきた、地域や保護者とのつながりを適切に継承する必要があります。また、アフタースクールの導入が当面困難な学校ですとか、導入に時間がかかる学校につきましても、児童に安定的かつ継続的な体験・活動の機会を提供するための施策を講じるという点を記載しています。

26 ページのアフタースクールの導入計画というところが、このプランの柱になるところでありまして、基本的な考え方の丸の2つ目にありますように、令和5年度以降は年10校ずつ、アフタースクールを拡充、子どもルーム、子ども教室からアフタースクールに転換をする、それから、令和12年度までに98校へ導入をするということがこのプランの中心になります。

当面導入が困難と見込まれる学校が、記載のあります新宿小学校から稲毛小学校までの9校ということになっています。

29 ページにございますように、アフタースクールの導入計画としまして、各年度における導入予定校をプランとして明記をしたところです。少々雑駁なご説明ですが、このプランの骨子はこの部分になります。

それに対しまして、31 ページ、パブリックコメントの実施結果です。2月3日から3月2日にかけて実施しましたけれども、「3 募集結果」にありますように、9人の方から75件の意見をいただいております。この9人の方々はその多くが、現在子どもルームに従事されている、あるいは従事されたご経験のある方

となっています。

修正をした箇所は2か所になります。

33ページ以降は、このいただいたご意見と、市の考え方になります。たくさんのご意見を1人の方からいただいている状況でありますので、全てのご説明は難しいのですが、例えば、放課後児童クラブと放課後子ども教室を一体的に運営するという、そのアフタースクールの仕組みに対するご懸念でありますとか、あるいは子どもルームにおける児童の生活の場としての機能、それから、児童1人当たりの面積や職員配置などが、アフタースクール移行によって損なわれたり低下するということに対するご懸念、それから社会福祉協議会という公的性格の強い事業主体から民間事業者による運営への転換に関するご懸念などが主に挙げられているところです。

これらのご意見に対しましては、

- ・アフタースクールは、保護者の就業状況等にかかわらず、希望する全ての児童に放課後の安全・安心な居場所と多様な体験・活動の機会を提供するものであり、プランの基本理念を実現するために必要な施策であること
- ・アフタースクールも、放課後児童クラブの位置づけを有しており、面積や職員配置をはじめ、放課後児童クラブの基準を満たして実施するものであること
- ・良好な環境の整備と育成支援の質の確保充実を図っていくということ
- ・地域の方々の参画も得ながら、多様な体験・活動の機会を提供することによりまして、様々な大人と関わりを持ちながら、子どもたちがより豊かな放課後の時間を過ごすことができること
- ・モニタリング調査や利用者からの評価の把握と活用等により、民間の事業者の適切な運営を担保していくこと

などをご説明し、ご理解を得たいと考えています。

たくさんいただきましたご意見を真摯に受け止めまして、子どもルームが果たしてきた安全・安心な居場所、健全育成の場という役割をアフタースクールが適切に継承することができるように、子どもルームを所管しておりますこども未来局とこれまで以上に緊密に連携をしまして、丁寧な引き継ぎ、良好な保育環境の整備、先生の質の確保・充実を図りながら、アフタースクール

の拡充を円滑に進めてまいりたいと考えています。

以上でございます。

磯野教育長 審議に移りますが、質問等を含め、何かございますか。

ご質問もないようですので、議案第13号「放課後子どもプラン（第2期）について」を原案どおり可決したいと考えますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」という声あり）

磯野教育長 ご異議ないようですので、原案どおり可決とします。

議案第14号 千葉市教育委員会公印規則の一部改正について

磯野教育長 議案第14号「千葉市教育委員会公印規則の一部改正について」、総務課長、説明をお願いします。

山田総務課長 議案第14号「千葉市教育委員会公印規則の一部改正について」、ご説明します。

本議案は、教育委員会組織規則第8条第2号の規定に基づき、議決を求めるものです。

議案書では27ページですが、参考資料で説明させていただきます。参考資料の61ページをお願いします。

「1 議案の趣旨」及び「2 規則改正の概要」ですが、花島小学校と花見川第三小学校の統合により、市立小学校の数が108校から107校に減少することに伴い、小学校印及び小学校長印の個数を108個から107個に変更するものです。

「3 施行年月日」は、令和5年4月1日です。

新旧対照表は、62ページに記載のとおりです。

説明は以上でございます。

磯野教育長 審議に移りますが、質問等を含め、何かございますか。

ご質問ないようですので、議案第14号「千葉市教育委員会公印規則の一部改正について」を原案どおり可決したいと考えますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」という声あり）

磯野教育長 ご異議ないようですので、原案どおり可決とします。

議案第15号 千葉市教育委員会電子情報処理規程の一部改正について

磯野教育長 議案第15号「千葉市教育委員会電子情報処理規程の一部改正について」、総務課長、説明をお願いします。

山田総務課長 議案第15号「千葉市教育委員会電子情報処理規程の一部改正

について」、ご説明します。

議案書は29ページとなりますが、参考資料で説明させていただきます。説明資料63ページをお願いします。

まず、「1 改正の趣旨」ですが、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律により、個人情報の保護に関する法律が令和5年4月1日付けで改正されることに伴い、同日付けで千葉県個人情報保護条例が廃止されるため、規程の一部を改正するものです。

次に、「2 改正の概要」ですが、まず、(1)にありますとおり、規程内において、廃止される千葉県個人情報保護条例の規定を引用している規定の改正を行います。

次に、(2)にありますとおり、千葉県個人情報保護条例が廃止されることに伴い、当該条例の電子計算機に係る規定を引用している電子計算機の結合に関する規定を削除します。

施行期日につきましては、令和5年4月1日です。

新旧対照表は64ページから65ページに記載のとおりです。

ご説明は以上でございます。

磯野教育長 審議に移りますが、質問等を含め、何かございますか。

ご質問ないようですので、議案第15号「千葉県教育委員会電子情報処理規程の一部改正について」を原案どおり可決したいと考えますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」という声あり)

磯野教育長 ご異議ないようですので、原案どおり可決とします。

議案第16号 千葉県教育委員会組織規則の一部改正について

磯野教育長 議案第16号「千葉県教育委員会組織規則の一部改正について」、教育職員課長、説明をお願いします。

吉田教育職員課長 議案第16号「千葉県教育委員会組織規則の一部改正について」、ご説明します。

資料の31ページ、参考資料の67ページをご覧ください。参考資料の67ページでご説明させていただきたいと思います。

まず初めに、「1 議案の趣旨」です。

令和5年4月1日付け組織改正等及び個人情報の保護に関する法律の改正に伴う千葉県個人情報保護条例の廃止による所要の改正を行うため、規則の一部改正を行うものについて、千葉県教育委員会組織規則第8条第2号の規定に基づき、議決を求める

ものです。

次に、「2 議案の概要」をご覧ください。

まず、「(1) 令和5年4月1日付け組織改正に伴う規定の整備」です。

この改正は、学校部活動の地域移行や地域連携を図るため、保健体育課内に部活動地域移行担当課長を新設することによる事務分掌の追加、総務課に任用担当班が集約されてことによる規定の整備、及び新設される附属機関について、教育職員課に事務分掌の追加をするものです。

次に、「(2) その他の規定の整備」でございますが、文化財課の事務分掌及び博物館並びに青少年センターの所掌事務を修正するものです。

次に、「(3) 千葉県個人情報保護条例の廃止に伴う規定の整備」ですが、条例の廃止に伴い、個人情報の開示請求等の請求根拠を個人情報の保護に関する法律に改めるものです。

最後に、「3 施行年月日」につきましては、令和5年4月1日とします。

説明は以上でございます。

磯野教育長 審議に移りますが、質問等を含め、何かございますか。

ご質問ないようですので、議案第16号「千葉県教育委員会組織規則の一部改正について」を原案どおり可決したいと考えますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」という声あり)

磯野教育長 ご異議ないようですので、原案どおり可決とします。

議案第17号 千葉県教育委員会職員の勤務時間、休暇等に関する規則等の一部改正について

磯野教育長 議案第17号「千葉県教育委員会職員の勤務時間、休暇等に関する規則等の一部改正について」、教育給与課長、説明をお願いします。

松永教育給与課長 議案第17号「千葉県教育委員会職員の勤務時間、休暇等に関する規則等の一部改正について」、ご説明します。

資料は35ページ、参考資料は71ページをご覧ください。参考資料でご説明させていただきます。

まず、「1 改正の趣旨」ですが、職員の定年を引き上げるための地方公務員法の一部改正を受け、千葉県職員の定年等に関す

る条例等が一部改正されたことに伴いまして、その施行に必要な教育委員会規則の改正を行うほか、所要の改正を行うものです。

次に、「2 主な改正の概要」ですが、「(1) 定年前再任用短時間勤務職員」について、これまでの再任用短時間勤務職員制度に代わる制度として、新たに地方公務員法に定年前再任用短時間勤務職員制度が導入されることに伴いまして、規則上の文言及び地方公務員法の引用条文の修正を行うものです。

次に、「(2) 暫定再任用短時間勤務職員」についてですが、既に改正前の再任用短時間勤務職員制度で任用されている職員を、改正後の地方公務員法の定年前再任用短時間勤務職員とみなすための規定を設けるものです。

次に、「(3) 勤務時間の割振り変更」ですが、勤務時間の割振り変更に、育児短時間勤務職員及び定年前再任用短時間勤務職員の規定を追加するものです。

次に、「3 改正する教育委員会規則」ですが、「(1) 千葉市教育委員会職員の勤務時間、休暇等に関する規則」、「(2) 千葉市教育委員会職員の職及び職務に関する規則」、「(3) 千葉市教育委員会職員のうち単純な労務に雇用される職員の給与等に関する規則」の3つの規則の関係条文を改正します。

「4 施行期日」ですが、令和5年4月1日からとします。

72ページから75ページに新旧対照表を掲載しています。

説明は以上です。

磯野教育長 審議に移りますが、質問等を含め、何かございますか。

ご質問ないようですので、議案第17号「千葉市教育委員会職員の勤務時間、休暇等に関する規則等の一部改正について」を原案どおり可決したいと考えますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」という声あり)

磯野教育長 ご異議ないようですので、原案どおり可決とします。

議案第18号 千葉市立学校職員服務規程等の一部改正について

磯野教育長 議案第18号「千葉市立学校職員服務規程等の一部改正について」、教育給与課長、説明をお願いします。

松永教育給与課長 議案第18号「千葉市立学校職員服務規程等の一部改正について」、ご説明します。

資料は39ページ、参考資料は77ページをご覧ください。参考資料でご説明させていただきます。

まず、「1 改正の趣旨」ですが、ただいまご説明しました規則改正と同様、定年の引上げに関連して、必要な教育委員会訓令の改正を行うものです。

次に、「2 主な改正の概要」ですが、「(1) 定年前再任用短時間勤務職員」について、規則改正と同様、定年前再任用短時間勤務職員制度が導入されることに伴いまして、地方公務員法の引用条文の修正を行います。

次に、「(2) 暫定再任用短時間勤務職員」ですが、こちらも同様に、既に再任用短時間勤務職員である者を定年前再任用短時間勤務職員とみなす規定を設けるものです。

「3 改正する規程」ですが、「(1) 千葉市立学校職員服務規程」、「(2) 千葉市教育委員会服務監理委員会規程」、「(3) 千葉市教育委員会職員安全衛生管理規程」の3つの規程の関係条文を改正します。

「4 施行期日」ですが、令和5年4月1日からとします。

78ページから80ページまで、新旧対照表を掲載しております。

説明は以上です。

磯野教育長 審議に移りますが、質問等を含め、何かございますか。

ご質問ないようですので、議案第18号「千葉市立学校職員服務規程等の一部改正について」を原案どおり可決したいと考えますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」という声あり)

磯野教育長 ご異議ないようですので、原案どおり可決とします。

議案第19号 千葉市立小学校、中学校及び特別支援学校の通学区域に関する規則の一部改正について

磯野教育長 議案第19号「千葉市立小学校、中学校及び特別支援学校の通学区域に関する規則の一部改正について」、学事課長、説明をお願いします。

栗和田学事課長 議案第19号「千葉市立小学校、中学校及び特別支援学校の通学区域に関する規則の一部改正について」、ご説明します。

本議案は、千葉市内の住居建設に伴い通学区域の改正を行うため、千葉市教育委員会組織規則第8条第2号に基づき、議決を求めるものです。

参考資料の81ページをご覧ください。

千葉市立新宿小学校の通学区域について、今後のマンション開発により児童・生徒数が増えることに対応するために、新田町161番2、三愛記念病院跡地に当たる地区を除きます。

千葉市立幸町第三小学校の通学区域について、新田町161番2、三愛記念病院跡地に当たる地区を加えます。

改正規定は、令和5年4月1日から施行します。

以上で説明を終わります。

磯野教育長 審議に移りますが、質問等を含め、何かございますか。

藤川委員 ご説明ありがとうございます。

新しいマンションにかなり多くの方が住まわれて、やむを得ない措置だというふうに思います。ただ、それにしても、小学生が通うには、かなり遠くの学校まで通わなければいけない、しかも、近くに2つほど学校があるにも関わらず、学区域境を2つ越えて通うということで、なかなか理解が得られにくいのかなと思います。

さらに申し上げれば、大変交通量が多い国道を横断するというのも必要になるので、通学のリスクなども考えなければいけないと思います。

もう少ししたらマンションができるのだと思いますけれども、ぜひ居住予定の方には十分な説明をしていただくとともに、通学路の安全確保についても、必要な策を取っていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

栗和田学事課長 委員おっしゃるとおり、新宿小学区にできるマンションであります。近くには登戸小学校や寒川小学校等があるわけですがけれども、それらの学校につきましては、教室数の関係で入れることができないということが推計値の上で分かっております。したがって、3番目に近い幸町第三小学校への通学区域の変更ということで、今回提案させていただいております。

そして、通学路の安全という部分に関してですが、委員ご心配されるように途中に大きな通りもありますので、こちらとしても非常に意識していた部分です。実際に通学路の状況を確認しておりますが、全てにわたりまして歩道が整備されているということ、そして交差点には信号機が設置されており、それぞれ渡るのに必要な時間が確保されているという状況から、このような通学区域の変更を考えております。

ただ、そのような状況がありましても、やはり交通安全指導と



いう部分は必要になってくる部分だと思います。距離的にも若干小学生には遠めの距離になっておりますので、そういったことを含めて、学校ときちんと相談しながら、安全教育に力を入れてまいりたいと思います。

以上です。

磯野教育長 ほかにご質問ないようですので、議案第19号「千葉市立小学校、中学校及び特別支援学校の通学区域に関する規則の一部改正について」、を原案どおり可決したいと考えますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」という声あり)

磯野教育長 ご異議ないようですので、原案どおり可決とします。

議案第20号 千葉市育英資金支給条例施行規則の一部改正について

磯野教育長 議案第20号「千葉市育英資金支給条例施行規則の一部改正について」、教育改革推進課長、説明をお願いします。

伊藤教育改革推進課長 議案第20号「千葉市育英資金支給条例施行規則の一部改正について」ご説明させていただきます。

議案書は45ページ、参考資料は83ページをお開き願います。

千葉市育英資金支給条例により、千葉市育英資金の支給額は年額12万円と定められておりますけれども、県が支給する奨学のための給付金を考慮した金額を支給することとなっております。このたび来年度より、この県が支給する奨学のための給付金が年額11万4,100円から年額11万7,100円に増額される見込みのため、支給金額を減額する改正を行うものです。

施行期日は令和5年4月1日とします。

説明は以上でございます。

磯野教育長 審議に移りますが、質問等を含め、何かございますか。

ご質問ないようですので、議案第20号「千葉市育英資金支給条例施行規則の一部改正について」を原案どおり可決したいと考えますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」という声あり)

磯野教育長 ご異議ないようですので、原案どおり可決とします。

議案第21号 千葉市科学館管理規則の一部改正について

磯野教育長 議案第21号「千葉市科学館管理規則の一部改正について」、

生涯学習振興課長、説明をお願いします。

内海生涯学習振興課長 議案第21号「千葉市科学館管理規則の一部改正について」、ご説明します。

議案書は47ページとなりますが、お手元に配付しております、参考資料に基づきご説明させていただきます。

参考資料の85ページをお願いします。

初めに、「1 改正の趣旨」ですが、市民等の利便性の向上や行政手続の簡素化のため、書面による行政手続等のうち、従来署名または押印を必須にしてきたものの一部について、署名または押印を省略する見直しを行うため、千葉市科学館管理規則の一部改正を行うものです。

次に、「2 改正の内容」ですが、様式第1号「千葉市科学館バス駐車場利用許可申請書」における代表者氏名、押印並びに様式第7号「展示品館外貸出申請書」の代表者職氏名の押印を廃止するものです。

新旧対照表につきましては、86、87ページでして、押印の㊟と書いてあるところが削除となります。

最後に、「3 施行期日」ですが、令和5年4月1日です。説明は以上でございます。

磯野教育長 審議に移りますが、質問等を含め、何かございますか。

大山委員 ご説明ありがとうございます。

生涯学習振興課が所管しているところで、このバスの許可のような押印に関するものは、他の施設にはないのでしょうか。

内海生涯学習振興課長 ほかにはございません。科学館のみになります。

大山委員 ありがとうございます。

磯野教育長 ほかにご質問ないようですので、議案第21号「千葉市科学館管理規則の一部改正について」を原案どおり可決したいと考えますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」という声あり)

磯野教育長 ご異議ないようですので、原案どおり可決とします。

議案第22号 博物館の登録に関する規則の一部改正について

磯野教育長 議案第22号「博物館の登録に関する規則の一部改正について」、文化財課長、説明をお願いします。

佐久間文化財課長 議案第22号「博物館の登録に関する規則の一部改正について」、ご説明します。

議案書では51ページとなりますが、参考資料を使って説明させていただきます。参考資料の89ページをお願いします。

「1 改正の趣旨」ですが、今回の規則改正は、博物館の設置主体の多様化と適正な運営の確保を目的として、令和5年4月1日から改正博物館法が施行されることに伴い、市内の博物館の設置者が博物館の運営の状況について、定期的に千葉市教育委員会に報告することが必要になるなど規定の整備を図る必要があるため、規則の一部を改正するものです。

「2 改正の概要」ですが、1点目としまして、登録申請の添付書類のうち、法改正により重複することとなりました添付書類及び様式について整備し、規則で定めている規定を削除します。

2点目として、実地調査の対象に博物館の設置者に対する勧告、命令を追加します。

3点目として、登録通知の際、学識経験者の意見を付して指導、助言を行うなどの柔軟な対応を可能とするため、登録通知の様式について定める規定を削除します。

4点目として、定期報告の義務化に伴いまして、登録博物館の設置者は、定期的に千葉市教育委員会に対して博物館の運営状況を報告しなければならないことを定める規定を追加します。

5点目として、登録や登録の取消し等を行った場合の公表につきまして、公示及びインターネットの利用により行うことを定める規定を追加します。

6点目として、登録の審査基準等を千葉市教育委員会で定めることが必要になるため、委任に関する規定を追加します。

最後、7点目としまして、その他条項ずれの対応や様式の整備など、所要の改正を行うものです。

「3 施行期日」は、令和5年4月1日です。

新旧対照表を90ページから94ページにお示ししております。

説明は以上でございます。

磯野教育長 審議に移りますが、質問等を含め、何かございますか。

竹田委員 ご説明ありがとうございます。1点だけ確認したいのですが、第6条の定期的に報告というのは、91ページに書いてある定期報告書、この様式によるものとするという、これは年1回、年度末に出すということでしょうか。

佐久間文化財課長 既に登録を受けていて、運営が順調な館につきましては、委員

おっしゃるとおり年1回、決算等が固まった段階で報告していただくことを想定しております。

ただ一方で、新たに登録を行った場合等については、年1回に限らず、上半期、下半期を分けるなど、柔軟な対応をしていきたいというふうに考えております。

竹田委員 ありがとうございます。

磯野教育長 ほかにご質問ないようですので、議案第22号「博物館の登録に関する規則の一部改正について」を原案どおり可決したいと考えますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」という声あり)

磯野教育長 ご異議ないようですので、原案どおり可決とします。

議案第23号 令和6年度千葉市立稲毛国際中等教育学校入学者選抜について

磯野教育長 議案第23号「令和6年度千葉市立稲毛国際中等教育学校入学者選抜について」、教育改革推進課長、説明をお願いします。

伊藤教育改革推進課長 議案第23号「令和6年度千葉市立稲毛国際中等教育学校入学者選抜について」、ご説明させていただきます。

本議案は、千葉市教育委員会規則第8条第9号の規定により、議決を求めるものです。

議案書の61ページをご覧ください。

今回、議決をいただくのは、令和6年度千葉市立稲毛国際中等教育学校の入学者選抜です。

「1 選抜日程」についてですが、令和5年11月9日から11月13日までを出願書類等受付とします。

12月9日に一次検査を実施しまして、12月15日に一次検査の発表を行います。

令和6年1月9日から1月11日までを報告書・志願理由書等の提出とし、二次検査受験候補者の出願受付とします。

1月24日に二次検査を実施し、2月1日に選抜結果の発表を行います。

一次検査では、適性検査Ⅰと適性検査Ⅱを実施し、二次検査では適性検査Ⅲと面接を実施します。

「2 応募資格」ですが、令和6年3月小学校等卒業見込みであることと、本人及び保護者が千葉市に居住することになります。

「3 募集定員」は160名です。

「4 検査内容」ですが、一次検査は、適性検査Ⅰ、Ⅱを45分ずつ行います。適性検査Ⅰでは、文章や図・表・データの内容を的確に読み取り、分析したり、文章で表現したりする力を見ます。また、適性検査Ⅱでは、自然科学的、数理的な問題を分析し、考察する力や、解決に向けて思考・判断し、的確に表現する力を見ます。

二次検査は、まず、適性検査Ⅲを45分行います。適性検査Ⅲでは、小学校の外国語活動や外国語科の授業で学習した内容を基に、思考・判断する力を見るととともに、自分の思いや考えが明確になるように文章の構成や展開を考え、筋道の通った日本語の文章を書く力を見ます。さらに面接では、将来の進路に対する目的意識、学ぼうとする意欲、聞く力、話力などを見ます。

「5 選抜方法」ですが、一次検査は、一次検査の結果を資料としまして、募集定員の2倍程度を二次検査受験候補者とします。二次検査は、小学校等の校長の作成した報告書、志願者から提出された志願理由書などの書類の審査、また、一次検査及び二次検査の結果を資料としまして、志願者の能力、適性、意欲などを総合的に判定しまして入学者の選抜を行います。

なお、入学者選抜につきましては、新年度に基本方針を定め、具体的な内容を入学者募集要項などに明示します。

以上でございます。

磯野教育長 審議に移りますが、質問等を含め、何かございますか。

ご質問ないようですので、議案第23号「令和6年度千葉市立稲毛国際中等教育学校入学者選抜について」を原案どおり可決したいと考えますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」という声あり)

磯野教育長 ご異議ないようですので、原案どおり可決とします。

以上で、公開審議案件に関わる審議は終了しました。委員の皆様、ここまでで、その他としてご意見、ご質問等何かございますか。

(「なし」という声あり)

磯野教育長 次に、議案第24号に係る審議に移りますが、以降の審議につきましては非公開となりますので、傍聴人の方は退出をお願いします。

(傍聴人、退室)

磯野教育長 議事の途中でありますが、ここで一旦休憩とします。  
(休憩)

磯野教育長 審議を再開します。

#### 議案第24号 職員の人事について

磯野教育長 議案第24号「職員の人事について」、教育職員課長、説明をお願いします。

吉田教育職員課長 議案第24号「職員の人事について」、ご説明します。

令和5年3月31日付け及び同年4月1日付け人事異動のうち、職務の級が5級以上のいわゆる管理職に関する人事について、千葉市教育委員会組織規則第8条第4号の規定に基づき議決を求めるものです。

初めに、教育委員会事務局の人事についてです。

3ページをご覧ください。3月31日付け人事発令となります。

生涯学習部長、佐々木敏春ほか2名の定年退職者及び学校教育部長、鶴岡克彦の退職のほか、管外交流で転出する2名の職員へ退職発令をするものです。

5ページ及び6ページの4月1日付け人事発令については、他部局や学校現場との人事交流による組織の活性化及び定年退職者等による欠員の補充を基本とし、適材適所の配置に努め、発令を行うものです。

まず、局長級では、教育次長、宮本寿正が局外へ出向し、後任としまして、保健福祉局次長、秋幡浩明を発令します。

部長級では、退職する学校教育部長、鶴岡克彦の後任としまして、教育センター所長、川名正雄を、退職する生涯学習部長、佐々木敏春の後任として、若葉区長、齋木久美子を発令します。

参事・技監級では、局外出向する中央図書館長、中島千恵の後任としまして、生涯学習部文化財課長、佐久間仁央を発令します。

そのほか、課長級で18名、課長補佐級で32名にそれぞれ発令します。

また、教育委員会事務局から学校への異動として、校長で15名、教頭で17名にそれぞれ発令します。

続きまして、市立高等学校の人事についてご説明をさせていただきます。

資料の7ページになります。

まず、校長の部からご説明します。

「1 新任」ですが、現千葉県教育庁教育振興部学習指導課主幹、中村孝幸を市立千葉高等学校長として、現千葉県教育庁教育振興部教育職員課主幹、工藤秀昭を市立稲毛高等学校長として発令します。

「2 転出」ですが、現市立千葉高等学校長、岩瀬博行及び現市立稲毛高等学校長、伊澤浩二が転出します。

ここまでが校長の異動です。

次に、教頭の部についてご説明します。

まず、「1 新任」ですが、現千葉県立木更津高等学校教諭、五木田光信を市立千葉高等学校教頭として、現千葉県立木更津高等学校教頭、加藤隆央を市立稲毛高等学校教頭として発令します。

次に、「2 転出」ですが、現市立千葉高等学校教頭、小林英樹及び現市立稲毛高等学校教頭、和田純が転出します。

その他、詳細は資料の記載のとおりです。

説明は以上でございます。

磯野教育長 審議に移りますが、質問等を含め、何かございますか。

ご質問ないようですので、議案第24号「職員の人事について」を原案どおり可決したいと考えますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」という声あり)

磯野教育長 ご異議ないようですので、原案どおり可決とします。

吉田教育職員課長 ありがとうございます。

ただいま議決をいただきましたので、3月22日に市長部局と合わせて内示を行います。県に関するものにつきましては、県と合わせて内示しますが、公立高等学校の管理職につきましては、3月17日以降に内示を予定しております。

また、発令につきましては、3月31日付け及び4月1日付けでそれぞれ行います。

以上でございます。

## 8 その他

令和5年第4回定例会は、令和5年4月19日(水)に開催することと決定した。

## 9 閉会

磯野教育長より閉会を宣言